

知行分加賀國倉月庄内中大浦村事、富樫介入道押領之條、先立御成敗之處、于今難澁云々。太無謂。所詮重而被成奉書之旨被存知候。彌可被全領知之由所被仰下也。仍執達如件。

明應九年十一月十三日

(松田長秀) 前丹後守 在判
(松田頼亮) 豐前守 在判

攝津中務大輔殿

(今中大浦村といふものなく、單に大浦あるのみ。)

明應十年

辛酉

文龜元年

二月廿九日 紀元二一六一
改元

二月十六日。假掲

【長橋神明宮棟札】 珠洲郡

一〇九九

炎上明應八稔己未正月十六日

末光

奉建立伊勢天平大神宮

奉作之文龜元年酉二月十六日

(この棟札は明應八年己未正月十六日に炎上したる

珠洲郡長橋神明宮を、文龜元年酉二月十六日に再建したることをいへり。然れども文龜は二月廿九日の改元なるが故に、假作たるの疑あり。)

五月二日。本願寺實如、能美郡山内莊丸山の下承に方便法身尊像の裏書を與ふ。

一一〇〇

【丸山村久保氏藏】 能美郡

大谷本願寺釋實如 在判
文龜元年 辛酉五月二日

方便法身尊像

圓滿寺村本光寺門徒

加州能美郡山内庄丸山

願主 了 承

五月廿八日。太田範本、鳳至郡寶泉寺賢覺に、櫛比莊二ヶ村の田役錢を寄進す。

【寶泉寺文書】 鳳至郡

一一〇一

二ヶ村御寄進田役錢之事

合貳貫文者

右彼秋日役錢、今度就御祈禱護摩、永領令寄進所也。彌々御祈念可爲肝要候。依爲後日證文如件。

明應十年 辛酉 五月廿八日

太田

寶泉寺住持

將監範本 在判

賢覺

閏六月廿八日。假掲

【廣濟寺畫像裏書】 金澤

一一〇二

釋實如 在判

方便法身尊像

文龜元年 辛酉 六月廿八日

願主 釋祐乘

(この裏書は、文龜元年辛酉閏六月廿八日本願寺實如が金澤武佐廣濟寺祐乘に與へたるものたることをいへり。然れども天文日記に據るに、廣濟寺又はムサ祐乘は天文前後の人なるべきが故に、姑く疑を存す。)

八月十五日。山城南禪寺、能美郡得橋郷等の寺領目錄を注す。

【南禪寺文書】 山城

一一〇三

南禪寺領所々目錄

一、加賀國佐野・得橋・笠間東保井山家散田・府南、同大友御供田等

一、播磨國大塩、同矢野

一、備中國三成

一、但馬國池守 守護押領

一、近江國賀茂庄内茂久名 守護押領

一、尾張國杜 守護押領

遠江國新所郷、同初倉庄五ヶ郷 守護押領

以上

文龜元年八月十五日

十月廿七日。長信清、鳳至郡穴水來迎寺に、田地の徳錢を寄進す。

【來迎寺文書】 鳳至郡

一一〇四